

○松江国際文化観光都市建設法（抜粋）

昭和26年3月1日

法律第7号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

（目的）

第1条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

（施行期日）

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。